

(お知らせ)

胆振管内さくらます船釣りライセンス制度について

日頃より、胆振管内さくらます船釣りライセンス制度について、格別のご理解とご協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

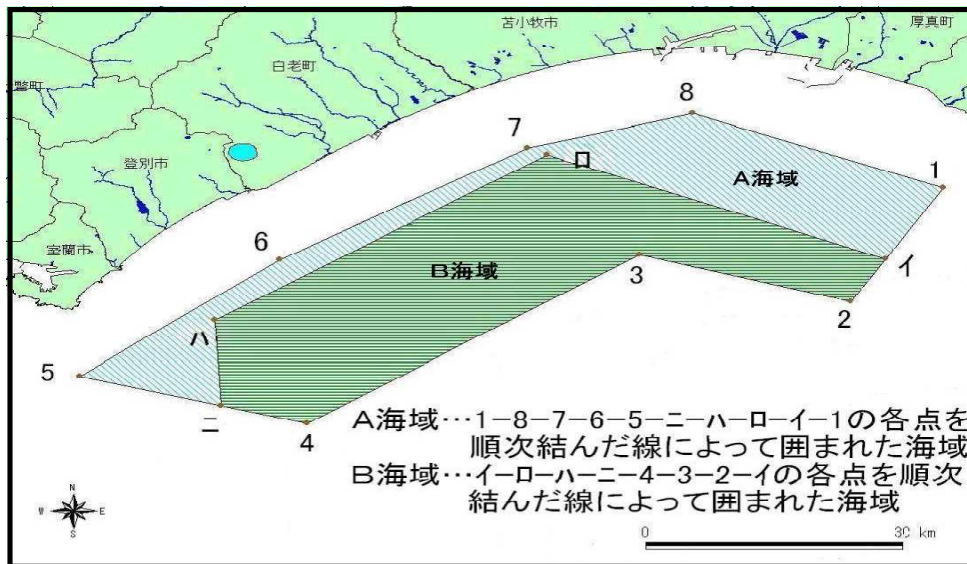
胆振管内のさくらます船釣りライセンス制度は、平成12年度から、さくらます資源の保護と漁場輻輳の緩和などを目的として、胆振海区漁業調整委員会の発動する委員会指示により実施しております。

この委員会指示の内容は、12月15日から翌年3月15日までの制限期間において、下記に示す制限海域において、さくらますの船釣りを全面的に禁止するもので、海区委員会のライセンスを取得したもののだけがさくらますの船釣りができる仕組みとなっており、委員会指示に違反した場合、相応の罰則を受けることとなります。

さくらます以外の船釣りについては、特段規制はありませんが、さくらますが釣れた場合、委員会指示違反に問われる場合があります。

このため、当協議会といたしましては無用な誤解を避けるため、ライセンス制開始当初から次の事項について、関係者の皆様にご協力を戴いているところであり、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

- ① ライセンス期間中に規制海域において、さくらます以外の魚種を目的に釣りをを行う場合についても、さくらます船釣りライセンスを取得してください。
- ② 釣獲時間（A海域は14時・B海域は12時まで）終了後は、他種釣りについても自粛してください。



問い合わせ先

胆振管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会

〒051-0035 室蘭市絵鞆町4丁目2番地14 (株)エンルムマリーナ室蘭内

TEL: 0143-27-4188 FAX: 0143-27-4173